

男性労働者の育児休業取得率等の公表

育児・介護休業法の改正に伴い、令和 5 年 4 月から、従業員が 1,000 人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。この法改正に伴い、育児休業等の取得割合について、以下の内容を公表します。

育児休業等の取得割合
育児休業等を取得した男性労働者数：2 人
令和 5 年度における男性労働者の育児休業等の取得率：33%

※公表年度：2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

ただし、小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を除外しています。

- ・育児休業(産後パパ育休を含む)

- ・法第 23 条第2項(3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務)又は第 24 条第1項(小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務)の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業